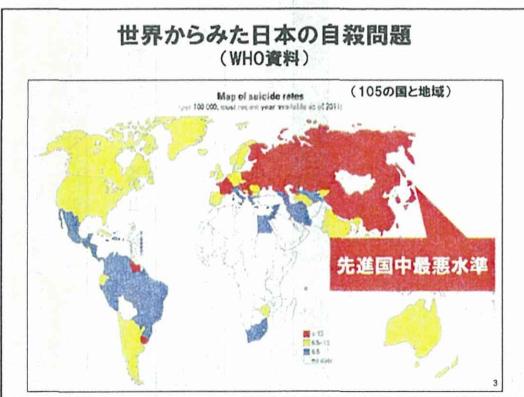
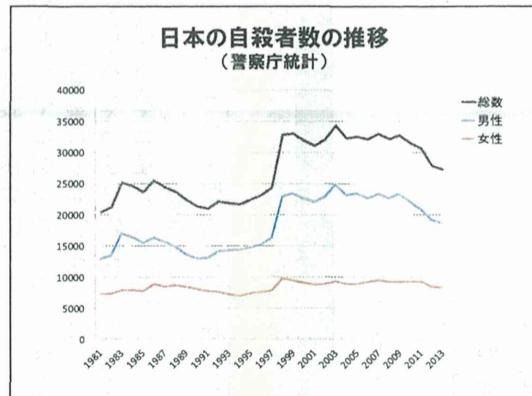


**自殺予防と自殺未遂者ケア**

日本自殺予防学会/国際自殺予防学会  
日本うつ病学会  
ACTION-J GROUP  
横浜市立大学医学群健康増進科学

河西千秋

**日本人の死因(平成24年、人口動態統計)**

世代	1位	2位	3位
10代	自殺	不慮の事故	がん
20代	自殺	不慮の事故	がん
30代	自殺	がん	不慮の事故
40代	がん	自殺	心疾患
50代	がん	心疾患	自殺

自殺は日本人の死因全体の第7位  
腎不全や肝疾患による死亡よりも多い

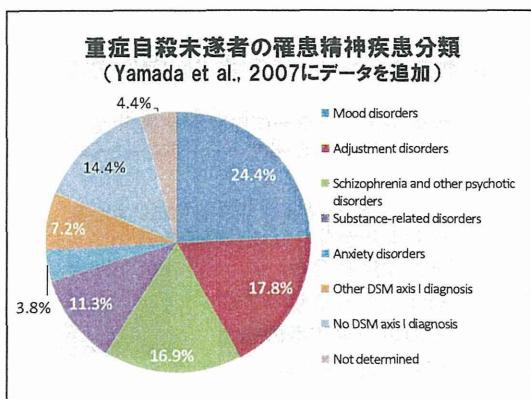
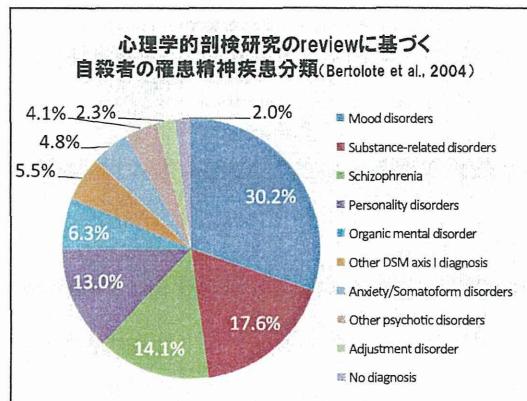
**自殺のリスク因子** (Otsuka & Kawanishi, 2013)

【表出】絶望感、無力感、自殺(死希)念慮  
【出来事】離別・死別、喪失、経済的破綻、災害・犯罪・虐待などによる外傷体験、親族の自殺  
【健康面】精神疾患、慢性・進行性の疾患・疼痛・病苦、アルコールなどの乱用、セルフ・ケアの欠如  
【既往】自殺未遂、自傷行為  
【環境】孤立・支援者の不在、自殺手段を利用しやすい環境、自殺を促す情報への曝露

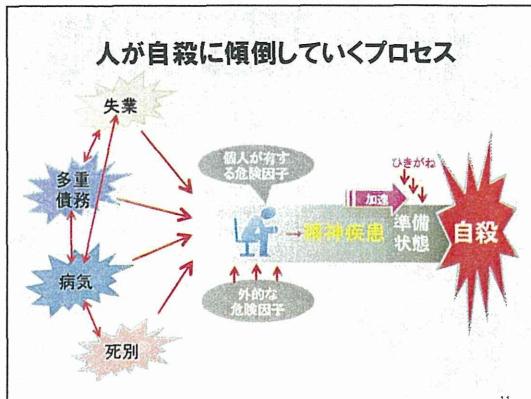
**未遂・自傷は最も明確な危険因子**

- ・自殺者の40%以上に自殺未遂歴あり、自殺未遂を繰り返した後に死亡した人の80%以上が、2回以上手段を変えて自殺に至った(Izometsら)
- ・自殺者の43%が死の1年内に自損行為で救急医療を受診し、そのうちの28%は3回以上リピート(Da Cruzら)
- ・自殺未遂者ないしは自傷患者の3-12%がその後に自殺(Owensら)
- etc... 多い数の先行研究が異口同音の報告

6



- 自殺に傾いている人の心理状態**
- 自己価値観が低下（“自分なんてどうせ…”）  
絶望感、無力感、孤独感、孤立無援感
  - 思考が硬直化  
「自殺すること（=終わらせること）」  
が唯一の解決法だと考えている（死にたい）  
（こころの視野狭窄）
  - 「自殺したい」↔「生きたい」の正反対の願望
- 10



**年表:近年の自殺予防対策**

1998年:自殺が激増
2006年:自殺対策基本法施行
：自殺対策のための戦略研ACTION-Jの開始
2007年:自殺総合対策大綱閣議決定
2008年:自殺関連行動に関する診療報酬項目の設定 ：厚労省主催研修会の開始

自殺総合対策大綱:9つの重点施策(2012年8月改訂)		自殺対策の基礎概念(疾病予防の概念との比較)	
自殺の抑制の解明		自殺の予防	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺傾向因子の把握</li> <li>●精神疾患の早期発見</li> <li>●自殺未遂者・過激者の早期発見</li> <li>●見直し・生前の自殺予防のための調査</li> <li>●精神疾患の危機的明確化・診断・治療技術の充実</li> <li>●既存資源の活用の促進</li> </ul>		<b>国民の気つきと見守り</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺予防週間・対策強化月間の実施</li> <li>●児童・生前の自殺の危機予防のための調査</li> <li>●うつ病・鬱病に対する啓発</li> <li>●自殺・自殺関連事象に関する正しい知識の普及</li> </ul>	
<b>こころの健康づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知のメタリカルヘルス対策推進</li> <li>●地域のメンタルヘルス推進事業</li> <li>●認知症の早期発見</li> <li>●認知症におけるメタリカルヘルス推進</li> <li>●被験者の心のケア・生活再構築の推進</li> </ul>		<b>適切な精神科医療導入</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神科医療を受ける人の医療・精神科医療の質の向上</li> <li>●うつ病の見直し</li> <li>●かみからむけのうつ病の診断・治療技術の充実</li> <li>●子どもの心の病はうつ病</li> <li>●うつ病スクリーニングの充実</li> <li>●うつ病の早期発見・早期治療の促進</li> <li>●精神科医療の充実</li> </ul>	
<b>自殺未遂者の再会見防止</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●救急医療における精神科診療体制の充実</li> <li>●家族等の見守りへの支援</li> </ul>		<b>遺された人の苦痛緩和</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺ルートの把握</li> <li>●学校・職場での早期対応の促進</li> <li>●適切な措置の情報提供の促進</li> <li>●遺見へのケアの充実</li> </ul>	
民間団体との連携		自殺対策の基礎概念(疾病予防の概念との比較)	
		<b>疾病の予防</b>	
		<b>未然に防ぐ</b> ⇒ <b>未然に防ぐ: prevention</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民への啓発</li> <li>●社会各領域への啓発</li> <li>●専門職への教育</li> </ul>	
<b>1次予防</b>		<b>治療</b> ⇒ <b>介入: intervention</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ハイリスク者のスクリーニング</li> <li>●ハイリスク群への危機介入(未遂者への介入)</li> </ul>	
<b>2次予防</b>		<b>リハビリ</b> ⇒ <b>事後対応: postvention</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●心理学的剖検</li> <li>●遺された人のケア</li> <li>●群衆の予防</li> </ul>	
<b>3次予防</b>		<b>再発予防</b>	

**自殺未遂者は地下に潜っている**

- ・自傷・自殺企図者のほとんどは医療機関に現れない(Hawtonら)
  - ・単に「切る」ことだけでなく、切った後に適切な処置をせずに、傷を感染の危険にさらすことを含めて「自傷」(Walsh)

どうすればよいのか？

- 地域自殺対策の推進(地域での気づき・対応)
  - 救急医療を受療してくれたなら、チャンスを逃さず適切に介入

15

#### 救命救急センターは自殺予防対策の要衝

- 救命救急センターにおける自殺未遂者との出会いは一期一会、またとない機会  
(必ずしも未遂者は受診をしないが、3次救急側から見れば、搬送者の10%前後は自損行為)
  - 未遂者への初期対応が、その後の未遂者の転帰  
・予後に影響する



## どのような介入が有効なのか? (検討されてきたもの)

入院中

and/or 退院後の

- 電話
  - 手紙・はがき
  - 精神療法
  - 心理教育／フォロー・アップ／アウトリーチ



横浜市大における自殺未遂者全例介入  
@高度救命救急センター 2003-現在





## ACTION-Jが明らかにしようとしたこと

救命救急センターに搬送された、精神疾患を有する自殺未遂者を対象に、ケース・マネジメントの有効性(つまり、自殺再企図防止効果)を、検証する。

20

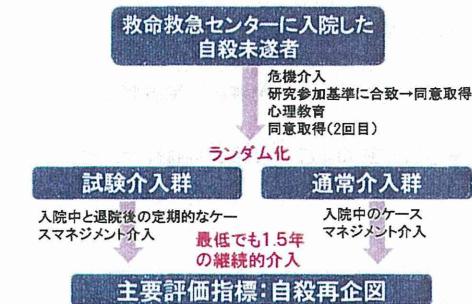
### ACTION-J:未遂者に対するケース・マネジメント介入の有効性の検証

介入内容は:

- 1)危機介入
- 2)心理教育
- 3)家族に対する心理教育
- 4)退院後の定期面接と社会的支援の導入
- 5)精神科受診の勧奨
- 6)精神科と身体科との連携の促進
- 7)精神科受診中断者への受診勧奨
- 8)専用WEB(心理教育と情報提供)供覧

21

### ACTION-Jのフローチャート

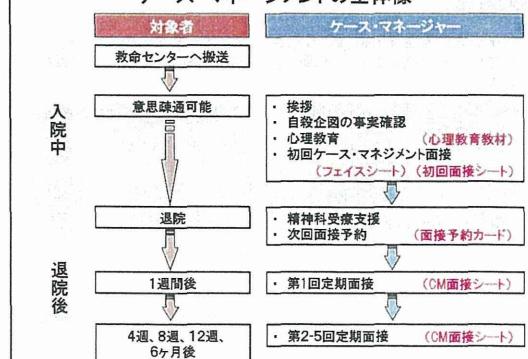


### 介入スケジュール

	during admission	at discharge	1 week	4 w	8 w	12 w	4 m	12 m	8 m	10 m	12 m	41 m	Intervening/ final analysis
Psychiatric diagnosis	○												
Psychoduction <sup>a</sup>	○												
Informed consent	○												
Enrollment <sup>b</sup>	○												
intervention													
Case management	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
Psychoduction <sup>c</sup>	○												
Psychotic education													
Psychotic education <sup>d</sup>													
Psychotic education <sup>e</sup>	○												
Psychotic education <sup>f</sup>	○												
Psychotic education <sup>g</sup>	○												

<sup>a</sup> Implemented in both groups. <sup>b</sup> Implemented only in experimental intervention group.  
<sup>c</sup> Psychoduction Program for all participants in both groups.  
<sup>d</sup> Psychoduction Program for other family members during hospitalization in the experimental group.  
<sup>e</sup> w: week, m: month

### ケース・マネージメントの全体像



社会資源について

注) 僕、本資料に提示している社会資源は平成26年6月現在のもので、法改正や条件変更等により、今後内容が変更される可能性があります。適用条件や金額等は適宜最新のものをお自身でご確認されることをお勧めします。

## 社会資源とは?

社会福祉を支える財政(資金)、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要な物資および労働をまとめて社会資源と呼ぶ。

一般的には、「使用者のニーズを充足させるために勤員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの」とされる。  
社会福祉の援助は、社会資源と切り離して論することはできない。  
社会福祉の利用者は多様である。

経済的困難者といっても、経済的な保障だけで自立可能な人から住環境の配慮を必要とする人まで、その実態は様々である。  
その人々のニーズの変化によって必要な社会資源も多様化する。  
つまり、社会福祉援助は、現実社会の変化によって生ずるニーズの変化に応じて、新たな社会資源を創出すること不可分に発展していくのである。  
そのためには、既存の社会資源の整理と更新、また実際にある生活問題・困難解決のための社会資源の開発が求められる。

(『社会福祉辞典』大蔵書店より)

- I. お金に関すること(年金、手当など)
- II. 医療に関すること(医療費、医療保険)
- III. むらしに関すること(雇用、福祉サービスなど)

## I. お金に関すること

**老齢年金**

公的年金の加入者が高齢になったときに受け取る年金のこと。加入していた年金の種類や加入期間によって手続きの場所や金額が変わります。

	老齢基礎年金	老齢厚生年金	老齢共済年金
加入していた年金の種類 (主な制度)	国民年金 (自動積算、主婦等)	厚生年金 (会員制)	共済年金 (公積金、扶助)
利用できる人	65歳以上の「老齢基礎年金の給付」を受け、老齢厚生年金の特例支給などは60歳からのものもある)		
必要な加入年数	原則25年間以上 (最大で40年)	1ヶ月以上加入し、かつ老齢基礎年金を受取る資格を満たしていること	
受け取る金額	約87,800円/月	加入年数と平均厚生年金額によって変わる	

参考 医療福祉総合ガイドブック(2010年度版)一部改変

**障害年金**

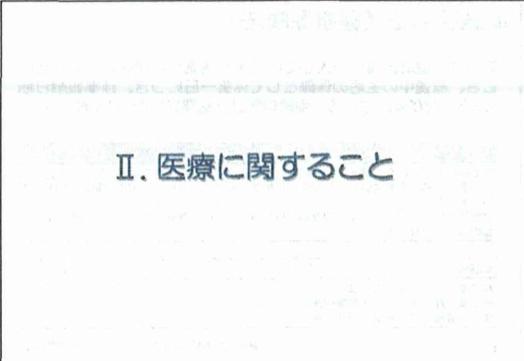
公的年金の加入者が病気やけがによって心身に障害を有し、日常生活や就労の面で困難が多くなった場合に受け取る年金のこと。

項目	老齢基礎年金	老齢厚生年金	老齢共済年金
受給要件	初診日 65歳未満であること (若者基礎年金受け上げ受給者は除外)	厚生年金の加入者 であること	共済年金の加入者 であること
障害状態	障害認定日に障害等級表に定める 1~2級に該当すること	障害認定日に障害等級表1~3級に 該当すること	
実績	初診日に申請要件を満たしていること		
手続き窓口	市町村役場の国民年金課	年金事務所	共済組合

※初診日によって申請方法や受給要件が異なります。

参考 医療福祉総合ガイドブック(2010年度版)

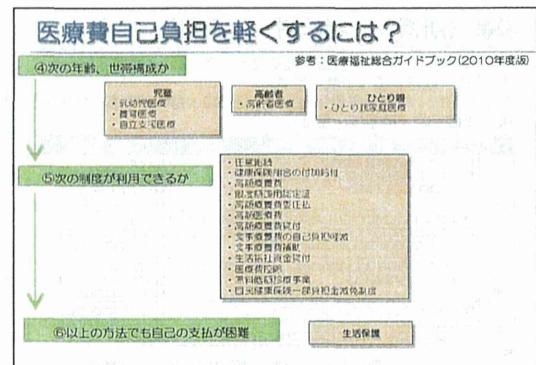
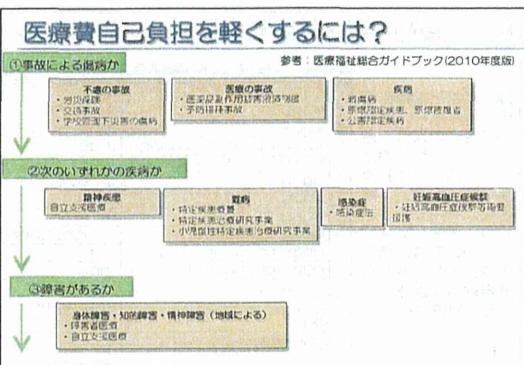




## II. 医療に関すること

医療保険のしくみ		
医療保険の種類	対象者	窓口
協同組合保険： 組合管理健康保険	健保会員に加入していない 従業員5人以上の事業所の従業員	全国健康保険協会の各 都道府県支部
船員健康保険	船舶の乗組員	全国健康保険協会の各 都道府県支部
共済組合	国家公務員 地方公務員 私立学校教職員など	共済組合
国民健康保険	農業者 自営業者	市町村 組合事務所
後期高齢者医療	65歳未満被用者保険の退職者  75歳以上の人	市町村

参考：医療福祉総合ガイドブック(2010年度版)一部改変



高額療養費制度 (70歳未満の人)

医療機関に払った医療費が1ヶ月に一定額を超えた場合、申請するとその超えた金額が戻ってくる。ただし、保険外の医薬品、食事代や部屋代、診断書代などの費用は自己負担。

所得区分	1ヶ月あたりの自己負担限度額
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	過去12カ月の高額該当3回まで 150,000円+（医療費-500,000円）×1% 83,400円
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 44,400円
低所得者（住民税非課税）	35,400円 24,600円

利用できる人  
医療保険に加入し、自己負担がある人

参考：医療福祉総合ガイドブック(2010年度版)

限度額適用認定証 (70歳未満の人) 入院の場合

医療機関に保険証とともに認定書を提示することにより、1ヶ月の窓口負担が自己負担限度額までとなる。

所得区分	1ヶ月あたりの自己負担限度額
上位所得者 (月収53万円以上)	過去12カ月の高額該当3回 4回目以降 150,000円+（医療費-500,000円）×1% 83,400円
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 44,400円
低所得者（住民税非課税）	35,400円 24,600円

申請方法  
保険証、被保険者の印鑑を持って、保険を担当する窓口へ。

参考：医療福祉総合ガイドブック(2010年度版)

自立支援医療（精神通院）					厚生労働省HPをもとに改変
精神科病院やクリニックに通院する際にかかる医療費を原則1割負担にできる制度。健康保険に加入している家族全体の所得によって自己負担の上限額が設定され、上限額以上の支払いは免除される。					
◆負担割合について					
□□□□	□□□□□□□	□□□	□□□□	□□□	
一戸〇〇〇以上	□□〇	□□〇〇	20,000□	□□□□□235,000□以上	
中 ○ 2	□□□□□□□	10,000□	10,000□	□□□□□33,000□ 以上235,000□□□	
□ 中〇〇 1	□□□□□□□	5,000□	5,000□	□□□□□□□以上 33,000□□□	
低〇〇2	5,000□	5,000□	5,000□	□□□□□□□□□人口800,001□以上	
低〇〇1	2,500□	2,500□	2,500□	□□□□□□□□□人口800,000□以下	
□□保□	0□	0□	0□	□□保□世□	

### III. 暮らしに関すること

自立支援法によるサービス		厚生労働省HPをもとに改変
地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する。		
<p>介護職給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護職（ホームヘルプ）</li> <li>・行動支援員</li> <li>・短期入所（ショートステイ）</li> <li>・生活介護</li> <li>・共同生活介護（ケアホーム）</li> <li>・障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）</li> </ul>	<p>訓練等給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練（機能訓練・生活訓練）</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援（雇用型・非雇用型）</li> <li>・共同生活援助（グループホーム）</li> </ul>	
など	<p>地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> </ul>	

## 居宅支援サービス

厚生労働省HPをもとに改変

- 自宅に居住する人が受けることのできるサービスです。
- 居宅介護（ホームヘルプ）  
調理、買い物、通院援助などのサービスを、単身者でも、家族と同居しながらでも利用できます。
- 短期入所（ショートステイ）  
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
- 行動支援  
精神障害のため、行動上著しい困難を有する障害で常時介護を要する人にに対して、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- 移動支援  
移動支援を用いることで、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

**日中活動支援** 厚生労働省HPをもとに改変

- 自立訓練  
自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練（食事や家事などの日常生活能力）を行います。
- 就労移行支援  
一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行います。
- 就労継続支援  
一般企業への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 地域活動支援センター  
創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等を行う施設です。

**居宅支援**

厚生労働省HPをもとに改変

- 共同生活介護（ケアホーム）  
自立支援法の障害程度区分2以上の人を対象に、入浴、排泄、食事の介護等を行う共同生活を送る住居です。
- 共同生活援助（グループホーム）  
相談や日常生活の援助を受けながら共同生活を送る住居です。
- 福祉ホーム  
家庭環境や住宅事情等の理由で居宅で生活することが困難な人を対象に低額な料金で、居室を提供するとともに日常生活に必要な支援を行い、地域生活を支援する住居です。

## 精神保健福祉手帳

参考：厚生労働省社会資源、サービスの紹介冊子をもとに改変

精神保健福祉手帳は、精神障害をもつ人の実状に応じて自立と社会参加を促すために設けられた制度。障害の程度により1級、2級、3級に区分され、各種の福祉サービスや優遇措置が受けられる（等級により違いがある）。

### ●受けられるサービス（一部）

- ・税制上の優遇措置（税務署などへの申告が必要）
- ・生活保護の障害者加算（等級が1級、2級の方が対象）
- ・携帯電話の基本使用料金が半額
- ・ふれあい案内サービス（NTTの電話番号案内（104）が無料）

※各自治体によって福祉サービスの内容は異なる

## 就労支援

参考：厚生労働省社会資源、サービスの紹介冊子をもとに改変

### ■公共職業安定所（ハローワーク）

- 就職に関する様々な相談を行っているところ。
- 障害者専門の相談窓口では、障害特性に応じた就職支援を行っている。

### ■障害者就業・生活支援センター

就業及び生活支援の担当者が、その人に合った仕事や働き方と一緒に考え方ながら就職に至るまでの道筋を作っていく。相応しいサービスや相談窓口の紹介、ハローワークまでの動向、修飾語は職場定着支援など、就業・生活の両面から支援していく。

□

## 就労支援

参考：厚生労働省社会資源、サービスの紹介冊子をもとに改変

### ■障害者職業センター

各都道府県に設置され、公共職業安定所や医療・福祉機関と連携して就職や職場復帰を目指す障害者、障害者雇用を検討している事業主等に対し、支援サービスを提供している。

### 職業準備支援

就職または職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るためにの支援、職業に関する知識の習得のための支援、社会生活技能等の向上を図るためにの支援

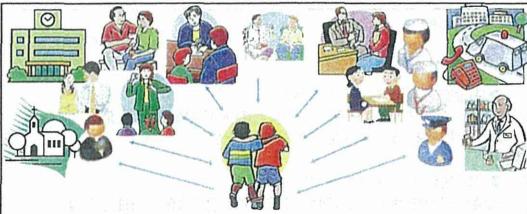
### 職場適応援助者による支援

障害者等の雇用促進及び職業安定を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者と事業主の双方に対して行う支援

### リワーク

休職している職員に対し、主治医や事業所と連携して行う復職準備のためのリハビリ

最後に…



### 社会資源導入のための注意点

- ◆単なる情報提供で終わらないこと
- ◆確実に相談機関につなぐこと
- ◆各相談機関や施設の担当者と情報共有し、みんなで対応していく  
※一人で頑張ろうしないこと

特集Ⅱ　自殺と精神医学

「自殺企図の再発防止に対する複合的ケース・マネジメントの効果：多施設共同による無作為化比較研究(ACTION-J)」の展開\*

太刀川 弘和\*\*  
河西 千秋\*\*\*  
山田 光彦\*\*\*\*

**Key Words:** suicide prevention measures, suicide attempter, critical care center, randomized controlled trial(RCT), case management

はじめに

わが国では周知のとおり、1998年以降自殺者数が3万人を超える事態が10年以上続き(警察庁統計)，2012年によくやく3万人を切って少しづつ減少に転じている。この減少の背景としては、経済状況の好転のみならず、2006年の自殺対策基本法の成立、ならびに翌年の自殺総合対策大綱<sup>1)</sup>の発表以降、自殺予防対策が国や自治体の責務と定義され、ここ数年官民あげて自殺対策に取り組んだ成果であった可能性が推測される。

では、啓発普及や窓口拡大などさまざまな対策がきわめて広範に行われたことが、どのように自殺予防効果につながったのであろうか。内閣府では、地域自治体の自殺予防対策を推進するために、2009年から3年間各都道府県に配分した地域自殺対策緊急強化基金が、どのような効果をもたらしたかについて、外部委員会を作り検証を行っていると聞く<sup>2)</sup>。しかし、成果目標(アウトカム測定)と対策(介入方法)が明確に構

造化されていない限り、エビデンスのある対策がどのようなものであったのかを検証することが難しいであろうことは、容易に推測できる。一方で、今後も自殺者数の確実な減少を目指すためには、介入の無作為化比較試験など、構造化された研究事業を実施し、介入効果のエビデンスを得て、それを有効な施策に展開していくことが必須であろう。

さて、わが国でエビデンスのある自殺対策の創成を目指して実施された研究事業が、2006年から研究実務が開始された厚生労働科学特別研究事業「自殺対策のための戦略研究」である。この戦略研究とは、従来の厚生労働科学研究補助金事業と異なり、国民的ニーズが高く、確実に解決が求められる研究課題について、成果目標と研究方法を事前に定めて、多施設共同でこれを遂行する大規模研究である。自殺対策の戦略研究には、主に地域自治体を対象とした地域介入(コミュニティ・モデル)としての自殺対策研究である「複合的自殺対策プログラムの自殺企図予防効果に関する地域介入研究(NOCOMIT-J)」と、自殺企図患者を対象にした再企図予防のための医療的介入(ハイリスク・モデル)としての自殺対策研究である「自殺企図の再発防止に対する複

\* A randomized controlled multicenter trial of post-suicide attempt case management for the prevention of further attempts in Japan (ACTION-J): its perspectives and future directions.

\*\* Hirokazu TACHIKAWA, M.D., Ph.D.: 筑波大学医学医療系臨床医学域精神医学(〒305-8575 茨城県つくば市天王台1-1-1); Division of Psychiatry, Division of Medicine, Faculty of Medicine, University of Tsukuba, Tsukuba, Ibaraki 305-8575, JAPAN

\*\*\* Chiaki KAWANISHI, M.D., Ph.D.: 横浜市立大学医学群健康増進科学(精神保健学)

\*\*\*\* Mitsuhiro YAMADA, M.D., Ph.D.: 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神薬理研究部